

食事療養費 改定のお知らせ

令和7年2月20日の厚生労働省告示に従い、当院においても入院時の食事療養費の改定を実施させていただきますことになりました。

令和7年4月1日以降の入院費のご請求（定期のご請求は5月郵送分より）から、患者様のご負担額は1食あたり下記の表のように上昇致しますので、ご承知おきくださいますよう、宜しくお願い致します。

【精神病棟 入院の方】

区分	改定前	改定後
一般の方	490円	510円
難病患者	280円	300円
2015年4月以降継続して精神病院に入院中の患者（※1）	260円	260円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯の方）	230円	240円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合）	180円	190円
低所得Ⅰ（※1） （住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者）	110円	110円

※『2015年4月以降継続して精神病院に入院中の患者』・『低所得Ⅰ』に該当する方は変更ありません

【療養（内科）病棟 入院の方】

区分	改定前	改定後
一般の方	490円	510円
難病患者	280円	300円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯の方）	230円	240円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が90日を超え、入院の必要性が高い場合）	180円	190円
低所得Ⅰ（※1） （住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者）	140円	140円
低所得Ⅰ（※1）（住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者で、入院の必要性が高い場合）	110円	110円

※『低所得Ⅰ』に該当する方は変更ありません ※居住費の変更はありません

令和7年3月26日

平川病院 医事課